

令和7年度 東京都私立高等学校等奨学給付金(家計急変) 申請手続きのお知らせ

都内に住所を有している方で、**令和 7 年 1 月 1 日以降に家計が急変**し、かつ、**家計急変後の収入見込額が基準となる金額を下回る世帯**を対象として、授業料以外の教育費（教材費、学用品費等）の負担を軽減します。

1 申請期間

令和7年

8 月 18 日(月)

～ **9 月 17 日(水)**

※9 月 17 日(水)消印有効

2 申請できる方

保護者（申請者）が
東京都内に住所を有していること
＋
奨学給付金の対象となる私立高等学校等に
在学する生徒の保護者の方
＋
**令和7年 1 月 1 日以降に家計が急変し、
かつ、家計急変後の収入見込額が
基準となる金額を下回る世帯**

3 奨学給付金(家計急変対象)について

「私立高等学校等奨学給付金」は、保護者が都内に住所を有しており、私立高等学校等に通う生徒がいる一定の要件を満たす世帯に対して、保護者等の経済的負担を軽減するために授業料以外の教育費（教材費・学用品費等）を給付する制度です。

このお知らせでは「私立高等学校等奨学給付金」のうち、**令和7年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間に家計が急変した世帯を対象**とした助成についてご案内します。

※令和7年7月1日以降に家計が急変した世帯については、令和8年1月に別途、申請を受け付ける予定です。

※「生活保護受給世帯」、令和7年度の住民税が「非課税」又は「所得割額が0円（非課税）」の世帯で、かつ、通常申請期間（令和7年7月1日～7月31日）に申請を行わなかった世帯については、今回の家計急変世帯対象の奨学給付金ではなく、令和8年1月上旬に実施する特別申請期間にご申請ください（12月上旬に当財団ホームページに詳細を掲載する予定です）。

4 申請の流れ

①必要な書類を準備

- ・受給申請書
 - ・家計急変の状況確認書
 - ・住民票
 - ・家計急変の事由発生を証明する書類
 - ・家計急変「前・後」の収入等を証明する書類
- ※詳細は「7 申請に必要な書類」をご参照ください。



②郵送にて申請

【申請期間】
8 月 18 日～9 月 17 日
※9 月 17 日消印有効

（公財）東京都私学財団
宛てに配達状況の追跡が
可能な郵送方法でご送付
ください。



③審査結果の通知・振込

当財団において申請内容を審査し、学校へ生徒の在学状況等を確認の上、審査結果を郵送で通知します。

審査結果の通知・振込時期は
12 月下旬を予定しています。

5 対象となる方の要件

生徒の保護者等で以下（１）～（３）のすべての要件に該当する方が対象となります。

(1) 在住要件

保護者等（申請者）が**令和 7 年 7 月 1 日現在、東京都内に住所を有している**

(2) 在学要件

令和 7 年 7 月 1 日現在※1、以下①～⑦のいずれかの私立学校及び課程に在学している生徒※2

- ① 私立高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程） ② 私立中等教育学校後期課程
- ③ 私立高等専門学校（１～３年） ④ 私立専修学校高等課程
- ⑤ 私立専修学校の一般課程（国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
- ⑥ 私立各種学校（国家資格者養成施設の指定を受けている学校、外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校）
- ⑦ 私立高等学校等専攻科

私立高等学校専攻科及び私立中等教育学校（後期課程）専攻科のうち、以下のいずれかの要件を満たすもの

- ・大学への編入学基準を満たす課程を有するもの
- ・国家資格者養成課程を有するもの（特別支援学校の専攻科の生徒を除く）

※1 令和 7 年 7 月 2 日以降に入学した場合は、申請日時点で在学していることが要件になります。

※2 ①～⑥の場合は、就学支援金又は学び直し支援金の受給資格がある方が対象です。

◎都外の学校も対象となります。

(3) 所得要件

令和 7 年 1 月 1 日から 6 月 30 日までに家計が急変※1 し、保護者（親権者）等全員の家計急変発生後 1 年間の収入見込額※2 が、次表に記載の基準額（住民税非課税世帯相当）以下※3 に該当している。

基準額（住民税非課税世帯相当の場合）

世帯人数(※4)	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込額 (保護者 1 人に収入がある場合)	2,043,000 円	2,215,000 円	2,715,000 円	3,215,000 円	3,700,000 円
年収見込額 (保護者 2 人に収入がある場合)	—	3,215,000 円	3,715,000 円	4,215,000 円	4,700,000 円

■収入見込額の算出方法

家計急変の状況確認書（「7 申請に必要な書類 ②」参照）にご記入いただく家計急変のあった月分から申請する月の前月分までの収入に基づき、平均収入（月額）を算出します。この平均収入（月額）×12 か月により年収見込額が求められます。

※1 令和 7 年 7 月 1 日以降に家計が急変した世帯については、令和 8 年 1 月上旬に別途、申請を受け付ける予定です（12 月上旬に詳細案内予定）。

※2 収入見込額には退職金、失業手当、傷病手当金、通勤手当、遺族年金のほか、課税対象とならない給付金等は含めません。一方、雇用調整助成金、年次有給休暇手当、休業手当は課税対象となるため収入に含まれます。

※3 私立高等学校等専攻科に生徒が在籍する場合、世帯収入が基準額を超過しても助成の対象となる可能性があります（「6 生徒一人当たりの給付額（年額）」の「区分 ウ・エ」参照）。ご不明な点は「8 問合せ先」へご相談ください。

※4 世帯人数とは、「申請者とその税法上扶養する人数」と「配偶者とその税法上扶養する人数」の合計人数（住民税課税証明書に記載された扶養人数）を指します。また、世帯人数が 7 人以上の場合は、437,500 円ずつ基準額を増額します。本人申請のように世帯人数が 1 人の場合は、基準額は 100 万円となります。

6 生徒一人当たりの給付額(年額)

区分	給付額(年額)※1
ア 全日制・定時制(非課税世帯相当)	152,000 円
イ 通信制・専攻科(非課税世帯相当)	52,100 円
ウ 所得割額が 105,500 円未満相当(専攻科)	10,420 円
エ 所得割額が 264,500 円未満相当の多子世帯※2(専攻科)	10,420 円

※1 7 月以降に家計が急変した方については、上記の額と給付額が異なります。

※2 多子世帯は、扶養する子が 3 人以上の世帯です。

●奨学給付金(家計急変)の対象者で、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要な場合、申請により上記給付額に 81,000 円が加算支給されます。対象の方は、申請前に「8 問合せ先」へご相談ください。

7 申請に必要な書類

以下の書類をご郵送ください。

申請に必要な書類
①令和 7 年度私立高等学校等 奨学給付金(家計急変)受給申請書 ㊟ (申請者が記入) ※東京都私学財団ホームページ(奨学給付金/家計急変)から印刷してください。
②家計急変の状況確認書 (申請者が記入) ※東京都私学財団ホームページ(奨学給付金/家計急変)から印刷してください。 以下④から⑥の書類の内容と矛盾していないことをご確認ください。
③住民票(コピー可) (区市町村発行) ・世帯全員の記載が ある もの ・続柄の記載が ある もの ・申請日前 3 か月以内の発行のもの ・マイナンバー(個人番号)の記載が ない もの
④家計急変の事由発生を証明する書類(コピー可) (区市町村、勤務先発行等) ・給与所得者(会社員等) [例] 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書等 ・給与所得者以外(自営業等) [例] 廃業届、破産宣告通知書、休業等の状況が分かる書類(※)等 ※休業を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、ダイレクトメール等 ■給与の減少のみの場合等で、該当の書類が無い場合には、以下⑥の書類をもって代えることができます。
⑤家計急変「前」の収入等を証明する書類(コピー可) 令和 7 年度住民税課税証明書 (区市町村発行) ・申請者及びその配偶者のもの(親権者 2 名の場合は、必ず 2 名分) ・申請日前 3 か月以内の発行のもの ・生徒の扶養の記載があるもの(名前の記載は必要ありません) ・扶養人数(内訳)の記載があるもの ※「源泉徴収票」「納税通知書」「特別徴収税額決定通知書」では受付できません。 ※令和 7 年 1 月 1 日以降に扶養の変更があり、扶養人数が記載されていない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。
⑥家計急変「後」の収入等を証明する書類(コピー可) (親権者 2 名の場合は、必ず 2 名分) ・給与所得者(会社員等) : 給与明細書 等 (勤務先発行等) ・給与所得者以外(自営業等): 税理士作成の申告書 等 (税理士が作成等) ・上記に該当しない方 : 「家計急変の発生に関する申立書」 (申請者が記入) ※世帯につき 1 枚

8 問合せ先

東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当

☎03-5206-7925（土日・祝日・年末年始を除く 9:15～17:00）

※時間帯によってはつながりにくい場合がございます。

【東京都私学財団ホームページ（奨学給付金 家計急変）】

https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_shougaku_r02.html

9 送付用ラベル ～切り取り、封筒に貼付してご利用ください～

以下の各書類を角2（A4サイズ）の封筒に折らずに入れ、（公財）東京都私学財団宛てに配達状況の追跡が可能な郵送方法（例：特定記録郵便、レターパック）でご送付ください。

(キリトリ線)		チェック欄 ※提出前にご確認ください。
〒162-8799 牛込郵便局留 (公財) 東京都私学財団 奨学給付金担当 行		☐ 奨学給付金（家計急変）受給申請書 ㊦ ☐ 署名欄に署名はしましたか？ ☐ 所得状況の確認欄及び課税証明書等の添付の確認欄にチェックをしましたか？ ☐ 振込先口座の名義人は申請者本人のものですか？ ☐ 別紙「家計急変の状況確認書」を添付しましたか？ ☐ 家計急変の状況確認書（別紙1） ☐ 住民票（コピー可） ☐ 世帯全員及び続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないものですか？ ☐ 申請日前3か月以内の発行のものですか？ ☐ 家計急変の発生事由を証明する書類（該当する書類が無い場合は下記「家計急変後の収入を証明する書類」に代えることも可能です。） ☐ 家計急変前の収入等を証明する書類 ☐ 令和7年度住民税課税証明書（コピー可） ☐ 扶養人数（内訳）の記載があるものですか？ ☐ 申請日前3か月以内の発行のものですか？ ☐ 家計急変後の収入を証明する書類（下記のうち1つ以上） ☐ 給与明細書（自営業の方は収入が分かるもの） ☐ 税理士作成の申告書 ☐ 家計急変の発生に関する申立書
差出人名		
住所	〒□□□-□□□□	

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校法人、（公財）東京都私学財団及び東京都が共有します。
個人情報の取り扱いについては、東京都私学財団ホームページ【奨学給付金（家計急変）申請書一式】の「個人情報の取り扱いについて」をご参照ください。